

平成 29 年 7 月 25 日

部長
会 計 管 理 者
教育委員会事務局教育総務部長
選挙管理委員会事務局長
監 査 事 務 局 長
議 会 事 務 局 長

様

副区長 川 野 正 博
副区長 清 水 耕 次

平成 30 年度 予算編成、組織・職員定数の基本方針について(通知)

1 日本経済の現状と見通し

我が国の経済は、個人消費、設備投資、輸出等が持ち直しており、総じて緩やかな回復基調が続いている。

先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、政府の各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、中国を始めアジア新興国等の経済の先行きなど海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響についても十分留意する必要がある。

2 区を取り巻く状況

区は、これまで、大田区基本構想に掲げる将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」の実現に向け、「おおた未来プラン 10 年（後期）」に基づき、着実に事業を推進してきた。

一方で、社会経済状況や人口構成が変化を続ける中で、未曾有の高齢社会への備えや子どもを取り巻く環境整備等、国を挙げての新たな課題にも柔軟かつ迅速に対応することが求められている。また、児童相談所の開設準備、東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催を契機とした、にぎわいあふれるまちづくりを着実に進めていくことも重要となっている。さらに、羽田空港跡地や新空港線整備については、今後の取り組みの加速化に向けて、大きな転機を迎えている。

こうした社会経済状況の変化等を受けて、区は、昨年度、未来プランの成果を確実なものとし、かつ、新たな行政需要にも的確に対応するため重点的に取り組む事業を具体化した 3 か年の「大田区実施計画」を策定した。

区を取り巻く行政課題は、今後、ますます高度化・複雑化の様相を呈してくる。こうした諸課題を的確・迅速に解決するためには、これまで以上に全庁一丸となって、取り組みを進めていくことが必要である。

3 区財政の状況と財政運営の基本的な考え方

区財政は、平成に入って、バブル崩壊とリーマンショックという 2 度の大きな経済不況を経験した。その際は、特別区税や特別区交付金等の一般財源が大きく落ち込んだことから、特別区債の発行や基金の取崩しにより歳入不足を補った。こうした経験から、区は、基金の計画的な積み増しや特別区債の発行抑制と着実な償還を進めており、現状においては、財政の健全性は維持し

ている。

しかしながら、元来の不安定な歳入構造に加えて、待機児童対策、高齢社会への備え、老朽化した公共施設の機能更新等、今後想定される膨大な財政需要を勘案すると、決して財政余力があるとは言えない状況である。

こうした状況においても、政策課題の着実な解決と財政の健全性を両立させていくためには、予算編成における財政規律の維持、資源配分の効率化、公共サービスの効率的な供給の3つの視点を強く意識して、行財政運営を進めることが重要である。

平成30年度は、このような認識に立ち、目下の喫緊の課題解決とともに、区民目線に立った事業の見直し・再構築を行うことによる「選択と集中」をオール大田で一丸となって取り組む必要がある。

4 予算編成の基本方針

(1) 平成30年度予算編成の位置づけ、取り組むべき重点課題等

平成30年度は、「おおた未来プラン10年（後期）」の総仕上げの年に当たることから、目標達成に向け、確実に施策を推進するとともに、昨年度策定した「大田区実施計画」を踏まえ、今後の区政の方向性を見定めていく極めて重要な年となる。

そのため、平成30年度予算については、「暮らしてよし、訪れてよし、地域力あふれる国際都市おおたの実現につながる取り組みを確実に進めるとともに、さらなる未来に向け、力強い一歩を踏み出す予算」と位置づけ、次の重点課題に特に優先的に取り組むこととする。

平成30年度予算編成の重点課題

- ① 次代を担う子どもたちの育ちを、切れ目なく応援する取り組み
- ② 生涯を通して誰もが健やかに、安心して暮らせるまちづくり
- ③ 地域力を活かし、にぎわいと安らぎが調和したまちづくり
- ④ まちの魅力を磨き、世界に輝く国際都市おおたを創造・発信する取り組み

※予算編成にあたっては、あらゆる局面において以下の視点を踏まえ携わること。

- ・ 財政規律の維持
- ・ 資源配分の効率化
- ・ 公共サービスの効率的な供給

(2) 一般財源への影響を踏まえた新規要求事業等の財源捻出

限りある財源を効果的・効率的に配分し、高度化・複雑化する区民ニーズに応えていくためには、一般財源への影響を踏まえ、「選択と集中」を徹底することにより、財政規律を維持する視点が重要である。そのため、新規・レベルアップ事業の財源については、その必要性、緊急性、費用対効果や後年度負担等を検討の上、既存の事業見直し、補助金等の確保によって財源捻出することを原則とする。

(3) 施策評価区長ヒアリングと予算の連動

施策評価区長ヒアリングにおける指示、確認事項等に留意し、「おおた未来プラン10年（後期）」及び「大田区実施計画」の着実な推進に向けて、各事業の再構築を行い、「めざす姿」の実現に向けた行政資源の「選択と集中」を図ること。

(4) 経営改革の取り組み

健全財政を堅持しつつ、将来にわたり良質な区民サービスを提供するためには、区民サービスの「質・量・財政負担の最適化」を進めることが重要である。そのため、事業構築に当たっては、既存事業も含めて、費用対効果を踏まえ、規模の大小にとらわれず最適な事務事業の実施方法を追求すること。

特に、補助金については、「大田区補助金適正化方針」に基づき、必要性、効果、補助率の妥当性等の観点から見直し・検討を行い、適正な予算要求を行うこと。

(5) 部間連携の強化

各部は、多様化・複雑化する行政課題の解決にあたって、区民目線に立ち、所管する部のみの立場に捉われることなく大田区全体を視野に入れた上で、必要な部間連携にこれまで以上に努め、行政資源の有効活用を図ること。

その際、総合調整機能を持つ企画経営部と各部が一丸となって、事業の円滑な推進に向けた調整に努めること。

(6) マネジメント機能を発揮した予算編成

上記(1)から(5)を実施するにあたって、本方針を職員に周知徹底するとともに別途示される通知に基づき予算編成をすること。

また、予算の編成にあたっては、各部長が、部の経営責任者として、マネジメント能力を存分に発揮して、自らの所管事項はもとより、その周辺状況も十分に把握した上で、適切な経営判断の下、予算要求を取りまとめること。

(7) 予算編成過程の公表

区民への説明責任を果たし、また区政参画等を促すとともに、予算編成の質の向上を図るため、予算要求の概要等を公表する。

5 組織・職員定数の基本方針

(1) 簡素で効率的な組織整備

「おおた未来プラン10年(後期)」の推進と区長の政策意思の具現化に向け、効果的な施策展開を図ることができる簡素でわかりやすい組織整備を行うこと。

また、「新大田区経営改革推進プラン」に基づき、行政需要の変化への柔軟かつ機動的な対応に加え、行政運営の安定性や継続性の確保の観点から、組織再編の必要性と実施時期を適切に判断すること。

(2) 業務の効率化・事務事業の見直し

「大田区スマートワーク宣言」の趣旨を踏まえ、各部局で業務の効率化、事務事業の見直しに取り組むこと。限られた勤務時間の中で最大の効果を出すことを意識し、会議のスリム化・資料の簡素化をはじめ、調査依頼や進行管理等の効率化・簡素化に努めること。

事務事業の見直しにあたっては、施策評価結果を踏まえ、必要性、優先順位を再検証し、「選択と集中」を図ること。

また、事業の終期設定や、イベントの統合・合同開催による相乗効果の創出など、既存事

業の見直しに積極的に取り組み、より効率的かつ効果的な事業執行に努めること。

(3) 「選択と集中」に基づく効果的な人員配置

「大田区職員定数基本計画（平成 29 年度～平成 33 年度）」に掲げる「今後の定数管理の基本的な考え方」を踏まえ、効果的・効率的な執行体制の確立に向けた最適な人員配置に努めること。

算定にあたっては、施策評価における『次年度実施方針（区長ヒアリング指示事項）』を十分に踏まえ、「選択と集中」による所要人員算定を行うこと。

(4) 外部化の再検証

民間活力の活用にあたっては、導入後も継続して効果検証を行い、導入効果が一定の水準を満たしているか確認すること。なお、既存の手法において十分な効果が見込めない、または費用が増大する事態が予想される場合は、他の手法も含め再検討すること。

また、業務の外部化を検証する際には、人件費の縮減分と委託料や指定管理料等を比較検討した上で、最適な手法を選択すること。

(5) 組織の活性化に繋がる再任用・再雇用職員の活用

再任用職員については、これまで培ってきた知識・経験・能力等を最大限に発揮するとともに、それらを定年前職員に継承し、組織全体のスキルアップに繋がる効果的な活用に努めること。

また、再雇用職員については、担うべき業務の定型度や外部化の可否等の要素を精査したうえで業務内容を設定し、再雇用職員の蓄積した経験が区の施策推進に寄与するような活用に努めること。

(6) 適切な非常勤職員の設置及び臨時職員の活用

非常勤職員の活用については、原則として以下の場合とし、その必要性について十分検討の上、判断すること。

- ・専門的な知識、技術、経験等を要する職務内容で、外部委託等になじまない、または外部委託等と比較して、より効果的、効率的な事業執行が可能な場合。
- ・上述に準じた職務内容で、恒常的であるが短時間勤務による対応で可能な場合。

なお、「効果的、効率的」の判断は、各部局における執行体制及び非常勤職員が担う業務量等を総合的に勘案して行うものとする。

臨時職員の活用については、業務の繁忙期における必要性を十分に見極めた上で計画的に行うこと。

なお、地方公務員法及び地方自治法の一部改正（平成 29 年 5 月 17 日公布、平成 32 年 4 月 1 日施行）に伴い、「会計年度任用職員」の新設、臨時職員のパートタイム任用の制限等、非常勤職員・臨時職員の制度改正が予定されている。法改正の概要は別途通知する「平成 30 年度組織整備計画書及び所要人員計画書等の作成について」を参照すること。